

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	法定調書等の作成等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、法定調書等の作成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

旭川市長

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定調書等の作成等に関する事務
②事務の概要	「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、及び「不動産の使用料等の支払調書」等の法定調書並びに「給与支払報告書」の作成等に関する事務。
③システムの名称	人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
法定調書等作成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市総務部職員厚生課
②所属長の役職名	職員厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部まちづくり協働課（情報公開・個人情報担当） 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地（総合庁舎3階） 電話番号0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	旭川市総務部職員厚生課（給与担当） 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地（総合庁舎6階） 電話番号0166-25-5459
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]人手を介在させる作業はない</span>		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、対象者本人からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、作業のいずれの局面においても必ず複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、メール便などを用いなくて手渡しでの提出とし、施錠できる書棚に保管することを徹底している。旭川市情報セキュリティポリシーに則った運用をしており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報-5-①	総務部人事課	総務部職員厚生課	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報-5-②	職員厚生担当課長 阿部 裕二	職員厚生課長	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報-8	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎5階) 旭川市 総務部 人事課 職員厚生担当 0166-25-5459	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎5階) 旭川市 総務部 職員厚生課 0166-25-5459	事後	
令和2年3月1日	I 関連情報-1-③	使用せず	人事給与システム	事後	
令和2年3月1日	II 1 いつの時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施による
令和2年3月1日	II 2 いつの時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施による
令和7年12月1日	I 関連情報 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 7	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー)0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4番地(総合庁舎3階) 電話番号0166-25-9101	事後	新庁舎移転に伴う変更 機構改革に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎5階)旭川市 総務部 職員厚生課職員厚生担当 0166-25-5459	旭川市総務部職員厚生課(給与担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目4番地(総合庁舎6階) 電話番号0166-25-5459	事後	新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	II 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 8 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	様式変更に伴う追加事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV リスク対策 8 判断の根拠	(新設)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、対象者本人からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、作業のいずれの局面においても必ず複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式変更に伴う追加事項
令和7年12月1日	IV リスク対策 8 判断の根拠	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11 当該対策は十分か	(新設)	十分である	事後	
令和7年12月1日	IV リスク対策 11 判断の根拠	(新設)	特定個人情報を含む書類は、メール便などを用いないで手渡しでの提出とし、施錠できる書棚に保管することを徹底している。旭川市情報セキュリティポリシーに則った運用をしており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「, 」→「、」への修正)	読点の修正(「, 」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正
令和8年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9101	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-9101	事前	本市の機構改革に伴う修正
令和8年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日	令和8年4月1日	事前	
令和8年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日	令和8年4月1日	事前	